

「更生保護ボランティア」に関する実態調査  
－保護司を中心として－

結果報告書

令和3年1月

総務省行政評価局



## 前 書 き

我が国では、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が、平成8年の27.7%以降一貫して上昇し続け、28年では49%となっており、安全・安心な社会の実現のためには再犯防止が極めて重要となっている。再犯防止の一翼を担うとされる更生保護（保護観察対象者等の立ち直りの指導・支援）については、保護観察対象者約6.6万人（平成29年）に対し、保護観察官は1,375人（28年度末定員）にとどまり、保護司（29年1月現在約4.8万人）を始め、更生保護女性会（29年4月1,294地区会）、BBS会（29年4月現在472地区会）、協力雇用主（29年4月現在約1.9万人）といったいわゆる「更生保護ボランティア」や更生保護施設（29年4月現在103施設）等の民間の方々の協力がなくして、その実施は困難な状況にある。

とりわけ、保護司は、保護観察対象者である犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するよう、保護観察官と協働して指導監督及び補導援護を行うものとされている保護観察等を行うなど、更生保護の中核の役割を果たしている。保護司制度については、保護観察対象者の抱える問題の複雑・多様化等による処遇活動の困難化に加え、保護司の自宅が保護観察対象者によって放火される事件の発生や、刑の一部執行猶予制度の法整備といった動向を踏まえ、法務省と全国保護司連盟が共同で「保護司制度の基盤整備に関する検討会」を立ち上げ、平成24年3月に保護司候補者の確保と保護司の育成等四つの観点で報告書を取りまとめ、今後の基盤整備の方向性について提言として示している。その後、法務省は、この提言も踏まえ、保護司の安定的確保の課題に対し、本省、地方更生保護委員会及び保護観察所と保護司組織が一体的に取り組む必要があるとして、平成26年3月、当面の対応の方向性を定めた「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（以下「基本的指針」という。）を全国保護司連盟と共同で策定し、基本的指針に基づき様々な取組を進めてきている。

しかし、近年、保護司の高齢化が進んでおり、再任時上限年齢の到来等によって今後10年で約半数の2.3万人が退任する見込みとなっている。その上、保護司の担い手確保も年々困難になっているとの指摘があるなど、その活動の継続が危惧される状況にある。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、保護司が果たしている役割の重要性を踏まえつつ、保護司制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう、基本的指針に基づき進められている取組等に関して、保護司活動に対する指導・支援の充実及び保護司の担い手の安定的な確保を図る観点から、保護司活動の実施状況、国による保護司への指導・支援の実施状況、保護司活動に関する都道府県・市町村との連携の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今回の調査に当たっては、保護司の方々にに対し、活動の実態や活動に対して不安・負担に感じていることなどをお聴きするため、アンケート調査や実地調査を実施したところ、非常に多くの方々から御回答を頂いた。この場をお借りして厚く御礼申し上げる。頂いた御意見等は可能な限り報告書に記載し、現場の声を伝えることに努めた。

この実態調査の結果が、今後の保護司活動に対する指導・支援の充実及び保護司の担い手の安定的な確保の一助となれば幸いである。



# 目 次

第1 実態調査の目的等	1
第2 実態調査結果	2
1 更生保護及び保護司をめぐる状況	2
ア 検挙者及び再犯者の動向	2
イ 更生保護の概要	2
ウ 保護司の概要	12
(ア) 身分、人員、年齢、職業等	12
(イ) 活動に対するやりがいの声	17
エ 更生保護及び保護司に関する近年の動向	20
2 保護司の活動に関するアンケート調査の結果	23
3 調査結果及び分析等	26
(1) 保護司活動に対する指導・支援に関する取組	26
ア 保護司の育成	26
(ア) 保護観察事件等の担当保護司の指名	26
(イ) 担当保護司の複数指名	36
(ウ) 保護観察官・先輩保護司等のサポート	44
イ 保護司の活動環境の整備	58
(ア) 保護観察対象者との面接場所の確保支援	58
(イ) 報告書に係る情報技術の活用	78
(ウ) 地域別定例研修の運営	87
(エ) 協力雇用主名簿の取扱い	100
(オ) 都道府県・市町村との連携	106
(2) 担い手確保に関する取組	113
ア 保護司候補者の確保のための方策	113
(ア) 保護司候補者検討協議会等	114
(イ) 市町村等の協力	128
イ 保護司候補者の年齢制限の運用	138
ウ 保護司活動の理解の促進・関心の喚起	149
(ア) 保護司活動インターンシップ	149
(イ) 保護司活動の広報	154
(3) まとめと所見	165

4 資料	171
(1) アンケート調査における自由記入欄の意見等	174
(2) 法令、通知等	181